

總法第五四二號

渉外審判所事務開始ノ件報告

昭和十七年十月十五日

支那派遣軍總參謀長 河邊正三

陸軍次官 木村兵太郎 殿

支那派遣軍總令第三號ヲ以テ設置セラレタル支那派遣  
軍渉外審判所ハ十月十五日在上海日本總領事館内ニ於  
テ左記職員ヲ以テ事務ヲ開始シタルニ付審判所事務章  
程並審判規則相添ヘ報告ス

左記

- |         |    |           |    |     |
|---------|----|-----------|----|-----|
| 審判官     | 囑託 | (領事)      | 中川 | 融   |
| 同       | 同  | (領事官補)    | 田内 | 竹喜  |
| 檢察官     | 同  | (領事)      | 藤  | 守三郎 |
| 檢察官職務取扱 | 同  | (外務省審判部補) | 伊藤 | 宇憲知 |



1363

同 書

記

同 同

(外務省記者)  
(外務省巡察部長)

永田 三郎

佐藤 佐久之進

總法第五〇八號

支那派遣軍涉外審判所事務章程並同審判規則左ノ通制定ス

昭和十七年十月五日

支那派遣軍總司令官

畑

俊

六

1364

## 支那派遣軍涉外審判所事務章程

第一條 涉外審判所ノ行政ニ關スル事務ハ本章程ノ定ムルトコロニ依ル

第二條 長官ハ職員ヲ監督シ所務全般ヲ統理ス但シ細部ニ關シテハ支那派遣軍法務部長ヲシテ指示セシムルモノトス

第三條 涉外審判所審判官ハ長官ニ隷屬ス

第四條 上席審判官ハ所務ヲ掌理シ審判官以下ヲ指揮監督シ竝ニ其ノ業務ノ分擔ヲ定ム

第五條 上席審判官ハ受理又ハ處理シタル事件ニシテ重要ナリト認メタルモノハ其ノ都度其ノ他ハ毎月末一同事件ノ受理處理總況ヲ支那派遣軍法務部長ヲ經由シテ長官ニ報告スヘシ

前項ノ報告ニハ判決暨寫二部ヲ添付スヘシ

第六條 上席審判官ヨリ長官ニ具申スヘキ事項ハ豫

メ支那派遣軍法務部長ニ開陳シ其ノ承認ヲ受クル

モノトス

第七條 審判官ハ上席審判官ノ命ヲ受ケ事務ヲ掌ル

第八條 書記以下ノ職員ハ上官ノ命ヲ受ケ事務ニ服

ス

附 則

本規則ハ昭和十七年十月十五日ヨリ施行ス

支那派遣軍涉外審判所審判規則

第一章 總 則

第一條 涉外審判所ニ於ケル訴訟手續ハ本規則ノ定ムルトコロニ依ル

本規則ニ定メナキ事項ハ事情ノ許ス限り通常裁判所ニ於ケル訴訟手續法令ニ準據スルモノトス

第二條 審判ニ對シテハ一切ノ抗議ヲ許サス

第三條 通常審判所ニ於ケル除斥又ハ回避ニ關スル規定ハ審判官其ノ他本規則ニ依リテ職權ヲ行フモノニハ之ヲ適用セス

第四條 送達ハ相當ト認ムル方法ニ依リ之ヲ爲スコトヲ得但シ送達ノ方法場所及年月日ハ之ヲ訴訟書類ニ記載シ置クヲ要ス

第五條 判決ハ書渡ニ依テ確定ス

第二章 民事審判

第六條 民事審判ハ支那沙邊軍占據地域ニ住所居所  
又ハ營業所ヲ有スル者ヲ被告トスル民事事件ニ付  
之ヲ行フ但シ軍管理ノ敵意ニ關係ナキ場合ニ限ル

第七條 訴訟代理人タラントスルモノハ審判官ノ許  
可ヲ受クルコトヲ要ス

第八條 訴訟費用ハ敗訴ノ當事者ノ負擔トス

一部敗訴又ハ和解成立ノ場合ニハ審判官各當事者  
ノ負擔スヘキ訴訟費用ノ額ヲ定ム

執行費用ハ債務者ノ負擔トス

第九條 訴訟上ノ救助ハ之ヲ行ハス

第十條 審判官ハ先ツ和解ヲ試ミ和解成立セサルト

キハ口頭辯論ヲ選テ判決ヲナスモノトス

和解ハ判決ト同一ノ効力ヲ有ス

第十一條 期日變更ノ申立ハ特ニ理由アル場合ノ他之ヲ許サス

第十二條 辯論期日ニ當事者双方出頭セサルトキハ訴ヲ取下ケタルモノト見做ス但シ其ノ不出頭ニ付相當ノ理由アルトキハ再ヒ之ヲ提起スルコトヲ得

第十三條 證據弱ノ申請及其ノ決定ハ口頭辯論ノ後ト雖モ之ヲ爲スコトヲ得

第十四條 證人ノ呼出狀ニハ該問事項ヲ表示スルコトヲ要セス

第十五條 判決ハ置テニ之ヲ執行スルコトヲ得

第十六條 強制執行ハ該テ涉外奉判所ニ申請スルコトヲ要ス



第十七條 判決者ハ和解ノ執行後差押又ハ候處分ハ

領事館員又ハ領事官吏ヲシテ之ヲ行ハシム但シ必

要アルトキハ邊境ノ應兵隊長又ハ憲兵分隊長ニ對

シ憲兵ノ協力ヲ求ムルコトヲ得

第十八條 裁判官ハ必要ニ應シ對前執行ニ立會シ執

行ノ指揮ヲナスコトヲ得

第十九條 訴訟費用中印紙ノ貼用ヲ以テ納付スルモ

ノハ日本ノ印紙ヲ使用スルモノトス但シ準備ニ依

リ費用手票ヲ以テ納付スルコトヲ妨ケス

第三章 刑罰執行

第二十條 刑罰執行ハ支那領土内ニ在リ又

ハ占領地ニ於テ罪ヲ犯シタルモノノ刑罰事件ニ

付之ヲ行フ但シ直ノ裁判ニ付テハナキ事項ニ限ル

第二十一條 方面軍、軍司令官ハ其ノ管區ニ於ケル刑罰事件ノ捜査ニ關シ捜査官ヲ指揮シ又ハ區處スルコトヲ得

第二十二條 辯護人又ハ輔佐人ノ選任ハ之ヲ許サス

第二十三條 裁判ノ對審判決ハ之ヲ公開セス但シ審判

長ノ許可ヲ受ケタル者ニ限り傍聽スルコトヲ得

第二十四條 訴訟費用ハ全部審判所ノ負擔トス

第二十五條 死刑ノ執行ハ長官ノ命令ニ依ル

第二十六條 懲役禁錮罰金科料ノ執行ハ領事館ニ委嘱

ス

附 則

本規則ハ昭和十七年十月十五日ヨリ施行ス

總法第五四二號

涉外審判所事務開始ノ件報告

昭和十七年十月十五日

支那派遣軍總參謀長 河邊正三

支那派遣軍軍令第三號ヲ以テ設置セラレタル支那派遣軍涉外審判所ハ十月十五日在上海日本總領事館内ニ於テ左記職員ヲ以テ事務ヲ開始シタルニ付審判所事務章程並審判規則相添ヘ報告ス

左記

審判官	場託	(領事)	中川	誠
同	同	(領事官補)	田内	竹喜
檢察官	岡	(領事)	關	守三郎
檢察官職務取扱	同	(外務省審判部補)	伊藤	藤字憲知

1373

同 書

記

同 同

(外務省 警記生)  
(外務省 巡査部長)

永田 三郎  
佐藤 佐久之彦

總法第五〇八號

支那派遣軍涉外審判所事務章程並同審判規則左ノ通制定ス

昭和十七年十月五日

支那派遣軍總司令官

畑

後

六

1374

## 支那派遣重涉外審判所事務章程

- 第一條 涉外審判所ノ行政ニ關スル事務ハ本章程ノ定ムルトコロニ依ル
- 第二條 長官ハ職員ヲ監督シ所務全般ヲ統理ス但シ細部ニ關シテハ支那派遣重法務部長ヲシテ指示セシムルモノトス
- 第三條 涉外審判所審判官ハ長官ニ隸屬ス
- 第四條 上席審判官ハ所務ヲ掌理シ審判官以下ヲ指揮監督シ竝ニ其ノ業務ノ分擔ヲ定ム
- 第五條 上席審判官ハ受理又ハ處理シタル事件ニシテ重要ナリト認メタルモノハ其ノ都度其ノ他ハ毎月末一回事件ノ受理處理概況ヲ支那派遣重法務部長ヲ經由シテ長官ニ報告スヘシ

前項ノ報告ニハ判決書寫ニ部ヲ添付スヘシ

第六條 上席審判官ヨリ長官ニ具申スヘキ事項ハ豫

メ支那派遣重法務部長ニ開陳シ其ノ承認ヲ受クル

モノトス

第七條 審判官ハ上席審判官ノ命ヲ受ケ事務ヲ掌ル

第八條 書記以下ノ職員ハ上官ノ命ヲ受ケ事務ニ服

ス

附 則

本規則ハ昭和十七年十月十五日ヨリ施行ス

支那派遣軍海外審判所審判規則

第一章 總 則

第一條 海外審判所ニ於ケル訴訟手續ハ本規則ニ定ムルトコロニ依ル

本規則ニ定メナキ事項ハ軍情ノ許ス限リ通常裁判所ニ於ケル訴訟手續法令ニ準據スルモノトス

第二條 審判ニ對シテハ一切抗議ヲ許サス

第三條 通常審判所ニ於ケル除斥又ハ回避ニ關スル規定ハ審判官其ノ他本規則ニ依リテ職務ヲ行フモノニハ之ヲ適用セス

第四條 送達ハ相當ト認ムル方法ニ依リ之ヲ爲スコトヲ得但シ送達ノ方法場所及年月日ハ之ヲ訴訟書

類ニ記載シ置クヲ要ス



第五條 判決ハ言渡ニ依テ確定ス

第二章 民事審判

第六條 民事審判ハ支那・滿洲・蒙古・西藏ニ住所居所  
又ハ營業所ヲ有スル者ヲ被告トスル民事事件ニ付  
之ヲ行フ但シ重管理ノ敵意ニ關係ナキ場合ニ限ル

第七條 訴訟代理人タラントスルモノハ審判官ノ許  
可ヲ受クルコトヲ要ス

第八條 訴訟費用ハ敗訴ノ當事者ノ負擔トス

一部敗訴又ハ和解成立ノ場合ニハ審判官各當事者  
ノ負擔スヘキ訴訟費用ノ額ヲ定ム

執行費用ハ債務者ノ負擔トス

第九條 訴訟上ノ扶助ハ之ヲ行ハス

第十條 審判官ハ先ツ和解ヲ試ミ和解成立セサルト

キハ口頭辯論ヲ經テ判決ヲナスモノトス  
和解ハ判決ト同一ノ効力ヲ有ス

第十一條 期日變更ノ申立ハ審ニ理由アル場合ノ他  
之ヲ許サス

第十二條 辯論期日ニ當事者及方出頭セサルトキハ  
訴ヲ駁下ケタルモノト見做ス但シ其ノ不出頭ニ付  
相當ノ理由アルトキハ再ヒ之ヲ提起スルコトヲ得

第十三條 證據弱ノ申請及其ノ決定ハ口頭審問ノ後  
ト雖モ之ヲ爲スコトヲ得

第十四條 證人ノ呼出狀ニハ訊問事項ヲ表示スルコ  
トヲ要セス

第十五條 判決ハ區テニ之ヲ執行スルコトヲ得

第十六條 強制執行ハ審ヲ涉外審判所ニ申請スルコ  
トヲ要ス

第十七條 判決若ハ和解ノ執行後差押又ハ侵處分ハ

領事館員又ハ警察官吏ヲシテ之ヲ行ハシム但シ必

要アルトキハ發着ノ警兵隊長又ハ警兵分隊長ニ對

シ警兵ノ隊力ヲ求ムルコトヲ得

第十八條 裁判官ハ必要ニ應ジ強斷執行ニ立會シ執

行ノ指揮ヲナスコトヲ得

第十九條 訴訟費用中印紙ノ貼用ヲ以テ納付スルモ

ノハ日本ノ印紙ヲ使用スルモノトス但シ事情ニ依

リ費用手察ヲ以テ納付スルコトヲ妨ケス

### 第三章 刑幕裁判

第二十條 刑幕裁判ハ支那派遣官占據地域ニ在リ又

ハ占據地域ニ於テ露ヲ犯シタルモノノ刑幕事件ニ

付之ヲ行フ但シ直ノ露軍ニ對シテ露ナキ事項ニ限ル

第二十一條 方面軍、軍司令官ハ其ノ管區ニ於ケル刑事事件ノ捜査ニ關シ捜査官ヲ指揮シ又ハ區處スルコトヲ得

第二十二條 辯護人又ハ輔佐人ノ選任ハ之ヲ許サス

第二十三條 裁判ノ對察判決ハ之ヲ公開發ス但シ審判

長ノ許可ヲ受ケタル者ニ限り傍聴スルコトヲ得

第二十四條 訴訟費用ハ全部發判所ノ負擔トス

第二十五條 死刑ノ執行ハ長官ノ命令ニ依ル

第二十六條 懲役禁錮罰金科料ノ執行ハ領事館ニ委嘱

ス

附 則

本規則ハ昭和十七年十月十五日ヨリ施行ス

支普才一〇九九号

總法第五四二號

涉外審判所事務開始ノ件報告

昭和十七年十月十五日

支那派遣軍總參謀長 河邊 正三

支那派遣軍軍令第三號ヲ以テ設置セラレタル支那派遣  
軍涉外審判所ハ十月十五日、在上海日本總領事館内ニ於  
テ左記職員ヲ以テ事務ヲ開始シタルニ付審判所事務章  
程並審判規則相添へ報告ス

左記

審判官	囑託	(領事)	中川 誠
同	同	(領事官補)	田内 竹喜
檢察官	同	(領事)	藤 守三郎
檢察官職務取扱	同	(外務省警部補)	伊藤 藤 宇恵知

1382



1383

同 書

記

同 同

(外務省巡査部長) (外務省記生)

永 佐

田 藤

三 佐

郎 久之進

總法第五〇八號

支那派遣軍涉外審判所事務章程並同審判規則左ノ通制定ス

昭和十七年十月五日

支那派遣軍總司令官

畑

俊

六

1384

## 支那派遣重涉外審判所事務章程

- 第一條 涉外審判所ノ行政ニ關スル事務ハ本章程ノ定ムルトコロニ依ル
- 第二條 長官ハ職員ヲ監督シ所務全般ヲ統理ス但シ細部ニ關シテハ支那派遣重法務部長ヲシテ指示セシムルモノトス
- 第三條 涉外審判所審判官ハ長官ニ隷屬ス
- 第四條 上席審判官ハ所務ヲ兼理シ審判官以下ヲ指揮監督シ茲ニ其ノ業務ノ分擔ヲ定ム
- 第五條 上席審判官ハ受理又ハ處理シタル事件ニシテ重要ナリト認メタルモノハ其ノ都度其ノ他ハ毎月末一同事件ノ受理處理概況ヲ支那派遣重法務部長ヲ經由シテ長官ニ報告スヘシ



前項ノ報告ニハ判決暨寫ニ部ヲ添付スヘシ

第六條 上席審判官ヨリ長官ニ具申スヘキ事項ハ豫

メ支那派遣重法務部長ニ開陳シ其ノ承認ヲ受クル

モノトス

第七條 審判官ハ上席審判官ノ命ヲ受ケ事務ヲ掌ル

第八條 書記以下ノ職員ハ上官ノ命ヲ受ケ事務ニ服

ス

附 則

本規則ハ昭和十七年十月十五日ヨリ施行ス

支那派遣裁判所裁判規則

第一章 總 則

第一條 涉外裁判所ニ於ケル訴訟手續ハ本規則ノ定ムルトコロニ依ル

本規則ニ定メナキ事項ハ事情ノ許ス限り通常裁判所ニ於ケル訴訟手續法令ニ準據スルモノトス

第二條 審判ニ對シテハ一切ノ抗議ヲ許サス

第三條 通常裁判所ニ於ケル除斥又ハ回避ニ關スル規定ハ審判官其ノ他本規則ニ依リテ職務ヲ行フモノニハ之ヲ適用セス

第四條 送達ハ相當ト認ムル方法ニ依リ之ヲ爲スコトヲ得但シ送達ノ方法場所及年月日ハ之ヲ訴訟

類ニ記載シ置クヲ與ス

第五條 判決ハ言渡ニ依テ確定ス

第二章 民事裁判

第六條 民事裁判ハ支那邊境軍占據地域ニ住所居所  
又ハ營業所ヲ有スル者ヲ被告トスル民事事件ニ付  
之ヲ行フ但シ重管理ノ敵産ニ關係ナキ場合ニ限ル

第七條 訴訟代理人タラントスルモノハ審判官ノ許  
可ヲ受クルコトヲ要ス

第八條 訴訟費用ハ敗訴ノ當事者ノ負擔トス

一部敗訴又ハ和解成立ノ場合ニハ審判官各當事者  
ノ負擔スヘキ訴訟費用ノ額ヲ定ム

執行費用ハ債務者ノ負擔トス

第九條 訴訟上ノ救助ハ之ヲ行ハス

第十條 審判官ハ先ツ和解ヲ試ミ和解成立セサルト

キハ口頭辯論ヲ經テ判決ヲナスモノトス  
和解ハ判決ト同一ノ効力ヲ有ス

第十一條 期日變更ノ申立ハ特ニ理由アル場合ノ他  
之ヲ許サス

第十二條 辯論期日ニ當事者双方出席セサルトキハ  
訴ヲ取下ケタルモノト見做ス但シ其ノ不出頭ニ付  
相當ノ理由アルトキハ再々之ヲ提起スルコトヲ得

第十三條 證據弱ノ申請及其ノ決定ハ口頭辯論ノ後  
ト雖モ之ヲ爲スコトヲ得

第十四條 証人ノ呼出狀ニハ該箇事項ヲ表示スルコ  
トヲ要セス

第十五條 判決ハ宣テニ之ヲ執行スルコトヲ得

第十六條 強制執行ハ該ヲ涉外裁判所ニ申請スルコ  
トヲ要ス

第十七條 判決若ハ和解ノ執行後差押又ハ候處分ハ

領事職員又ハ警察官吏ヲシテ之ヲ行ハシム但シ必

要アルトキハ最寄ノ憲兵隊長又ハ憲兵分隊長ニ對

シ憲兵ノ協力ヲ求ムルコトヲ得

第十八條 裁判官ハ必要ニ應シ若し執行ニ立會シ執

行ノ指揮ヲナスコトヲ得

第十九條 訴訟費用中印紙ノ貼用ヲ以テ納付スルモ

ノハ日本ノ印紙ヲ使用スルモノトス但シ事情ニ依

リ費用手帳ヲ以テ納付スルコトヲ妨ケス

第三章 刑事裁判

第二十條 刑事裁判ハ支那派遣員占據地域ニ在リ又

ハ占據地域ニ於テ露ヲ犯シタルモノノ刑事事件ニ

付之ヲ行フ但シ露ノ裁判ニ關シテ露ナキ事項ニ限ル

第二十一條 方面軍、軍司令官ハ其ノ管區ニ於ケル刑罰事件ノ捜査ニ關シ捜査官ヲ指揮シ又ハ區處スルコトヲ得

第二十二條 辯護人又ハ輔佐人ノ選任ハ之ヲ許サス

第二十三條 裁判ノ對案判決ハ之ヲ公誦セス但シ審判

長ノ許可ヲ受ケタル者ニ限り傍聽スルコトヲ得

第二十四條 訴訟費用ハ全部審判所ノ負擔トス

第二十五條 死刑ノ執行ハ長官ノ命令ニ依ル

第二十六條 懲役禁錮罰金科料ノ執行ハ領事館ニ委嘱

ス

附 則

本規則ハ昭和十七年十月十五日ヨリ施行ス